

令和5年度国民健康保険税の制度改正予定について

1 課税限度額の見直しに伴う影響範囲と想定額

課税限度額は、高齢化の進展等による医療給付費等の増加が見込まれることや、医療分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分それぞれの限度額超過世帯割合の状況（超過世帯割合の前年度比較・バランス等）を考慮し、後期高齢者支援金等分を2万円引き上げることとして見直しを行っています。

改正案は次のとおりです。

現行 102万円

（医療分65万円、後期高齢者支援金等分2.0万円、介護分17万円）

↓

改正案 104万円

（医療分65万円、後期高齢者支援金等分2.2万円、介護分17万円）

課税限度額引き上げに伴い影響する所得金額

（単位：万円）

世帯人数	増額になる所得金額／（参考給与収入額）	限度額に達する所得金額／（参考給与収入額）
1人	1,036～ / (1,231～)	1,146～ / (1,341～)
2人	972～ / (1,167～)	1,082～ / (1,277～)
3人	908～ / (1,103～)	1,018～ / (1,213～)
4人	844～ / (1,039～)	954～ / (1,149～)

※ 世帯主のみに所得があると仮定しています

※ 所得金額を計算した保険税率は令和4年度の金額です
（令和5年度の税率改定なしの前提での計算です）

※ 1万円未満は切り上げています。

改正した場合の影響

令和4年度の実績からおよそ66世帯が影響し、保険税算定額は620万円ほど増加します。

裏面に続きます。

2 均等割軽減判定所得基準額の見直しに伴う影響範囲と想定額

改正案は次のとおりです。

現行

5割軽減：43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）+28.5万円×加入者数

2割軽減：43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）+52万円×加入者数

↓

改正案

5割軽減：43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）+29万円×加入者数

2割軽減：43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）+53.5万円×加入者数

※ 7割軽減の基準額は、43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）で変更はありません。

均等割軽減判定所得基準額の見直しに伴い影響する所得金額

世帯 人数	5割軽減の判定基準額 (上段:所得額、下段:給与の場合の収入額)		2割軽減の判定基準額 (上段:所得額、下段:給与の場合の収入額)	
	現行	改正後	現行	改正後
1人	71.5万円	72万円	95万円	96.5万円
	126.5万円	127万円	150万円	151.5万円
2人	100万円	101万円	147万円	150万円
	155万円	156万円	221.5万円	225.8万円
3人	128.5万円	130万円	199万円	203.5万円
	197.5万円	200万円	295.7万円	302.3万円
4人	157万円	159万円	251万円	257万円
	235.7万円	238.5万円	368.8万円	376.3万円

改正した場合の影響

令和4年度の実績からおおよそ156世帯が影響し、保険税算定額は276万円ほど減少します。

1、2とも改正した場合は、両者の合算となり、保険税算定額は344万円ほど増加します。

(賦課想定額の0.11～0.12%程度)